

委員会情報の公開方針（案）

（委員会）

1．委員会

- ・委員会は非公開とします。ただし、実験参加機関及び実験施設の関係者については、予め委員会の了解を得た場合には傍聴することができます。

（委員会情報）

2．委員構成員

- ・構成員の氏名、所属及び肩書については公開とします。

3．議事録

- ・委員会規程第 8 条に基づき、議事録は原則公開とします（ただし、同条に基づき、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができます）。
- ・委員会規程第 8 条に基づき、議事録には、開催年月日、出席者、案件、および議事概要を記載します。
- ・議事概要には、発言概要を記載します（ただし、各発言に対する個々の発言者名は掲載しない）。

4．委員会資料

- ・原則公開とします。ただし、委員会において必要と認めた場合は非公開とします。

5．委員会作成の報告書

- ・公開とします。

6．公開時期

- ・委員構成員、議事録、および委員会資料の公開時期は、委員会報告書公開時とします。

以上